

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 一四

告 示

- 土壌汚染対策法により形質変更時届出区域を指定する件 一四
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 一四
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一四
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 一四
 - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 一四
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 一四
 - 道路の区域を変更する件二件 一四
 - 道路の供用を開始する件 一四
 - 都市計画を変更した件十八件 一四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 一五
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 一五
 - 都市計画区域を変更した件三件 一五
 - 随意契約の相手方を決定した件九件 一五

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年五月二十七日

福島県規則第五十号

福島県知事 佐藤雄平

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一株式会社東邦銀行仙台支店の項の次に次のように加える。

株式会社 東邦銀行名取支店	宮城 県 名 取 市 美 田 園 二 丁 目	県収入金の収納及び支 払
------------------	---------------------------	-----------------

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第三百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定する区域
西白河郡西郷村字屋敷裏東三番一、三番二及び四番の各一部並びに白河市和尚壇一〇番一、一〇番一〇、一一番一、二二番二及び二二番三の各一部
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物又はほう素及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物又は砒素及びその化合物

（水・大気環境課）

福島県告示第三百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所在地 指定年月日

田村市船引町船引字源治郎六八―二 平成二十六年四月一日

渡辺クリニク 南相馬市原町区西町一―五〇 同 三年三月一日

ふじた循環器内科クリニク 東白川郡棚倉町大字棚倉字北町二二 同 四年四月一日

さんデンタルクリニク 会津若松市千石町一〇―一八 同 日

原歯科医院 田村郡三春町大字熊耳字下荒井一九〇―一 平成二十五年一月一日

西中央薬局 福島市西中央一―二二―二 平成二十六年四月一日

コスモ調剤薬局棚倉町店 東白川郡棚倉町大字棚倉字北町三五―一六 同 日

複合型サービス東のこみち 白河市東深仁井田字道山六一―〇 同 日

訪問看護ステーションなごみ 相馬市沖ノ内一―二二―八 同 日

福島県告示第三百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所在地 廃止年月日

南福島整形外科 福島市黒岩字中沖六四―一 平成二十六年三月三十一日

藤田医院 東白川郡棚倉町大字棚倉字北町二二 同 日

健歯科クリニク 相馬郡新地町谷地小屋字萩崎七四―一 同 二年二月二十八日

（社会福祉課）

福島県告示第三百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所在地 休止年月日

くまさか歯科医院 福島市大森字本町裏一〇―一 平成二十四年二月一日

猪俣医院 喜多方市字長面三〇三〇 同 年八月一日

医療法人愛生太三浦クリニク 同 市字前田四九六五―五 平成二十五年三月三十一日

大曲薬局 南相馬市小高区仲町一―七四 平成二十三年五月一日

（社会福祉課）

福島県告示第三百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所在地 指定辞退年月日

くまさか歯科医院 福島市大森字本町裏一〇―一 平成二十四年二月二十五日

（社会福祉課）

福島県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

氏 名 住所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日

佐藤 豪 福島市大森字唐橋 ぶくしま西整 福島市八島田字桶ノ 平成二十六年三月

福島県告示第三百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
千葉 善信	福島市飯坂町字下	在宅訪問マッサージあいの	福島市丸子字東前一	平成二十六年四月一日
	川原三六一八	手福島店	〇一二 コーポアロー	〇二二号
安齋 正年	西白河郡西郷村字	在宅マッサージ	白河市双石高田一九	同
	中山下三九	シゲヤキ	〇一一	月一〇日
小野崎 裕司	同 村小	同	同	同
	田倉字上野原四二	同	同	日

(社会福祉課)

福島県告示第三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十六年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	南会津郡下郷町大字高 隣字下居平三二番地先 から	変更前 変更後	A 七・四〇 六五・六	二、六九六・四
	同 郡同 町大字小 沼崎字釜ノ川甲一四一	変更後	A 七・四〇 六五・六	二、六九六・四

一九六一四

骨院

口五二

月二〇日
(社会福祉課)

福島県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十六年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道布沢 横田線	南会津郡只見町大字布 沢字界曾根一五三〇番 八地先から	変更前	一五・七〇 二五・〇	二〇〇・〇
	同 郡同 町大字布 沢字界曾根一五三〇番 八地先まで	変更後	一五・七〇 四四・七	二〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十六年五月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	南会津郡只見町大字只見字田中一 一九八番二地先から	平成二十六年五月二十七日
	同 郡同 町大字只見字田中一 一八三番二地先まで	

八番一地先まで

B
七一・五

一、三三五・五

(道路計画課)

福島県告示第三百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県北都市計画区域区分を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画を変更した土地の区域

福島市北沢又のうち字愛宕、字下台前、字柳下、字番匠田、字新田及び字外新田の全部の区域

福島市北沢又のうち字大和田前、字土田、字中清水、字下台、字台前、字下釜、字出符及び字川原田の各一部の区域

福島市南沢又字上番匠田の全部の区域

福島市南沢又字上河原の一部の区域

福島市松川町字西長壇の一部の区域

福島市沖高のうち字西谷地、字樋越及び字穴田の各一部の区域

福島市さくら一丁目の一部の区域

福島市岡島のうち字宮田、字宮沢及び字天神平の各一部の区域

伊達市保原町上保原のうち字向台、字久シ原、字細田入、字遍照原及び字新田前の各一部の区域

二 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県中都市計画区域区分を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画を変更した土地の区域

郡山市熱海町上伊豆島のうち字井戸ヶ作、字馬立、字塩ノ沢、字二升蒔、字柳作、字中館、字堀向、字北ノ沢、字館、字西畑、字中森、字横峯、字蛭沢及び字橋下の各一部の区域

郡山市熱海町安子島字南山の一部の区域

（道路計画課）

郡山市熱海町長橋字反田山、字反田、字廻山及び字沼ノ沢の各一部の区域

二 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第三百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津都市計画区域区分を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画を変更した土地の区域

会津若松市河東町広田字堤西の一部の区域

二 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 都市計画を変更した土地の区域

県北都市計画区域

二 縦覧に供する図書

計画書の写し

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、霊山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更

更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 都市計画を変更した土地の区域
霊山都市計画区域
- 二 縦覧に供する図書
計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第三百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、川俣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 都市計画を変更した土地の区域
川俣都市計画区域
- 二 縦覧に供する図書
計画書の写し
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第三百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 二本松本宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更した土地の区域
- 二本松市のうち
 - 赤井沢、安達ヶ原一丁目、安達ヶ原二丁目、安達ヶ原三丁目、安達ヶ原四丁目、安達ヶ原五丁目、安達ヶ原六丁目、安達ヶ原七丁目、鏡摺石、伊佐沼町一丁目、伊佐沼町二丁目、石ノ花、石畑、板目沢、市海道、井戸神、岩崎、丑子内、乳母沢、

上原、榎戸一丁目、榎戸二丁目、大石ヶ作、大坂、大沢、大関、大壇、大平山、大森沢、落合、表一丁目、表二丁目、郭内一丁目、郭内二丁目、郭内三丁目、郭内四丁目、隠里、片岸、金色、金色久保、冠木、上新田、上葉木坂、上平内、亀谷一丁目、亀谷二丁目、唐谷山、借宿、北トロミ、木藤次郎内、木ノ崎、木ノ根坂、向陽台、郡山台、小関、古家、才木山、西光内、在師、幸町、茶園一丁目、茶園二丁目、栄町、作田、笹屋、沢松倉、三合内、三雄山、塩沢字茱萸塚山、塩沢字茱萸塚山国有林、塩沢町一丁目、塩沢町二丁目、下町、島ノ内、下平、下ノ内、下山田、上竹一丁目、上竹二丁目、正法寺町、新座、新田、新林、水神、末広町、菅田、杉田、子内、杉田之内、杉田町一丁目、杉田町二丁目、杉田町三丁目、碓石、住吉、諏訪原、関、瀬ノ上、反返、反田、大根畑、大作、高越松ヶ作、高越屋戸、高田、高西、高平、岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳温泉大和、岳温泉西大和、岳温泉深堀、岳温泉横森、竹柄、竹田二丁目、竹田三丁目、岳東町、立石、館野二丁目、館野三丁目、館野四丁目、館野原、垣子内、長者宮、長命、槻木、鉄扇町、峠、藤太郎内、藤之前、十神、遠西、苗松、中江、中里、永田一丁目、永田二丁目、永田三丁目、永田四丁目、永田五丁目、永田六丁目、永田字長坂国有林、永田鍛冶内、永田才木、永田積内、永田馬保内、永田御堂内、中ノ目、中山田、七ツ段、成上、成田日向、成田町一丁目、成田町二丁目、二伊滝一丁目、二伊滝二丁目、二伊滝三丁目、西池、西町、根崎一丁目、根崎二丁目、萩坂、八万館、羽石、馬場平、原七ヶ作、原七ヶ畑、原七ヶ張、原七ヶ上平、原七ヶ上ノ内、原七ヶ原、原七ヶ才木、原七ヶ諏訪、原七ヶ堰下、原七ヶ仲谷地、原七ヶ照田、原七ヶ山口、原田、東裏、東町、毘沙門堂、毘沙門堂山、姫子松、平石高田一丁目、平石高田二丁目、平石高田三丁目、平石高田四丁目、袋内、二又、不動、不動平、舟石、舟形石、舟形石山、坊主滝、細野、前田、前原、松岡、南トロミ、箕輪一丁目、箕輪二丁目、箕輪三丁目、三原町、三保内、宮沢、宮戸、向作田、向原、本町一丁目、本町二丁目、諸越谷、薬師、社前、休石、休石原、屋戸入、矢ノ戸、山田、雄平台、湯川町、若宮一丁目、若宮二丁目、油井、智恵子の森一丁目、智恵子の森二丁目、智恵子の森三丁目、智恵子の森四丁目、智恵子の森五丁目及び米沢の全部の区域

二本松市洪川のうち

字赤木内、字赤坂、字揚山、字石ヶ森、字白石、字間井谷地、字上原、字大桑田、字大久保、字大壇、字大森越、字柿ノ内、字圍壇、字上岩崎、字上黒沼、字上田子屋、字上弘川、字北裡、字北柿ノ内、字木明内、字栗子森、字栗木内、字黒沼、字黒谷地、字桑原、字後座内、字小壇、字五郎兵衛、字才ノ神、字柴林、字下岩崎、字下柿ノ内、字下黒沼、字下田子屋、字下原、字下弘川、字蛇森、字十文字、字新大桑田、字新木明内、字神社前、字神明、字神明森、字枳松、字双柳、字大黒、字大黒前、字田子屋、字館、字館前、字館山、字仲平、字坪ヶ作、字鶴詩田、字堂返、字稲荷里、字取揚、字西金成田、字西角、字二本柳、字沼前、字羽黒下、字羽黒山、字八介沢、字八人首、字羽山、字弘川、字原新田、字東金成田、字舟山、字星地藏、字南柿ノ内、字宮久保、字宮前、字向黒、字向坂、字向田子屋、字向山、字谷地橋、

字柳下、字油王田及び字脇久保の全部の区域
二本松市吉倉のうち

字白石、字白石山、字上古屋、字古屋前、字下古屋、字諏訪上、字諏訪越、字諏訪下、字諏訪前、字諏訪山、字畑田、字東古宿、字日黒及び字広窪の全部の区域並びに字中田の一部の区域
二本松市小沢のうち

字原及び字柳原の全部の区域

二本松市下川崎字上平の全部の区域

二本松市小浜のうち

字上館、字北月山、字下館、字反町、字鳥居町、字新町、字広惣内、字藤町、字不動滝、字古明神、字本町及び字芳池の全部の区域

二本松市上長折のうち

字片倉、字行部内、字下館及び字滝の全部の区域

二本松市下長折のうち

字大柱、字下ノ内、字後向、字除、字前及び字真角の全部の区域並びに字移川及び字藤の一部の区域

二本松市西勝田のうち

字安斎窪、字植松、字牛坂、字柏木田、字鞍掛、字七合畑、字杉内、字立坂、字館ノ越、字つじ山、字樋ノ口及び字山下の全部の区域

本宮市の都市計画区域

安達郡大玉村の都市計画区域

縦覧に供する図書

計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第三百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 都市計画を変更した土地の区域

二 県中都市計画区域

三 縦覧に供する図書

計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第三百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画区域、棚倉都市計画区域及び塙都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 都市計画を変更した土地の区域

二 県南都市計画区域

三 縦覧に供する図書

計画書の写し

(都市計画課)

福島県告示第三百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、石川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 都市計画を変更した土地の区域

二 石川都市計画区域

三 縦覧に供する図書

計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第三百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、三春都市計画区域、田村東部都市計画区域、常葉都市計画区域及び船引都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 田村三春小野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

三 田村三春小野都市計画区域

四 縦覧に供する図書

計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第三百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画区域、棚倉都市計画区域及び塙都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤雄平

一 都市計画を変更した土地の区域

二 県南都市計画区域

三 縦覧に供する図書

計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

- 一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 県南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 三 県南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 四 縦覧に供する図書
- 五 計画書の写し
- 六 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画を変更した土地の区域
 - 二 会津都市計画区域
 - 三 縦覧に供する図書
 - 四 計画書の写し
 - 五 縦覧場所
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 都市計画を変更した土地の区域
 - 二 会津高田都市計画区域
 - 三 縦覧に供する図書
 - 四 計画書の写し
 - 五 縦覧場所
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 会津坂下都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 三 会津坂下町及び湯川村に係る都市計画区域
- 四 縦覧に供する図書
- 五 計画書の写し
- 六 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 喜多方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 三 喜多方市のうち
 - 字落合、字稲清水、字山ノ神、字馬場、字寺西、字村西、字宮西、字寺南、字五ノ神、字惣座宮、字西町、字南町、字中町、字北町、字加登、字桜町、字大豆田、字長面、字蒔田、字舞台田、字梨子ノ木、字瀬戸、字二本木、字畑台、字中台、字柳清水、字南原、字沢ノ目、字台、字原田、字上江、字下江、字銭田、字越巻、字籠田、字台添、字分田、字広面、字大谷地田、字屋敷免、字石田、字東町、字四百苅、字井戸尻、字江中子、字六枚長、字窪田、字南條、字西井戸尻、字川原田、字下川向、字中川原、字上川向、字緑町、字一丁目、字二丁目、字寺町、字三丁目、字町尻西、字寺田、字扇田、字前田、字常盤町、字寺町南、字慶徳道下、字館野、字鶴巻、字慶徳道上、字坂井道上、字道円測、字見頃道下、字飯田道上、字樋越、字壇ノ前、字中寺、字中清水、字蝦蟇測、字見頃道上、字御茶屋、字東小原、字経壇東、字宗匠壇、字水上、字沼田、字小田付道上、字小田付道下、字細田、字御清

水東、字梅竹、字稲荷宮、字御清水南、字柳原、字六百蒨、字御清水、字沢ノ免、字谷地田、字町尻東、字大道田、字小田、字百蒨田、字中島、字東川原田、字川原田西、字行作、字谷地田上、字大坪、字川下、字東籠田、字西籠田、字前田上、字永久、字一本木上、字一本木下、字長内、字大道端、字中谷地、字大谷地、字三百蒨、字五百蒨、字砂子田、字千蒨新道下、字町田下、字中田、字千蒨道下、字下川原、字千蒨道上、字千蒨中道上、字太子堂、字千蒨、字町田、字七百蒨、字古寺、字市道、字北原、字天満前、字町西、字町北、字番帳免、字長源段、字経壇、字花園、字諏訪、字さつきが丘、字桜ガ丘二丁目、字桜ガ丘二丁目、字常盤台、字大荒井、字西四ツ谷、字青葉台、字押切一丁目、字押切二丁目、字押切三丁目、字押切東一丁目、字押切東二丁目、字押切南二丁目、字清水ガ丘一丁目、字清水ガ丘二丁目、字清水ガ丘三丁目、字清水台一丁目、字清水台二丁目、字清水台三丁目、字通船場、東桜ガ丘一丁目、東桜ガ丘二丁目、字北町上、字窪屋敷、字元諏訪、字向谷地、字小原、字西小原、字谷地及び字東台の全部の区域

喜多方市市松山町の全部の区域
喜多方市市上三宮町上三宮の全部の区域
喜多方市市上三宮町吉川のうち

字堂前、字南中、字別当屋敷、字北中、字三島、字杉本カラケ、字比津井田、字シケ畑、字日照畑、字南館、字村東、字鴨田、字大畑、字燈明田、字吸右衛門作、字北川原、字上川原、字藤木、字原田、字於前ノ分、字外手原、字金畑、字台畑、字檀ノ前、字彦四郎分、字大荒井前、字下川原、字前田免、字下三宮、字井戸尻、字上新田、字東大寄、字川原田、字長泥、字摺屋敷、字和尚檀、字西大寄、字四分一、字弥五作、字反田、字中川原、字古田、字飯塚、字清水尻、字新屋敷、字黒沢、字開伝原、字越法田、字北広畑、字南広畑、字瀧ノ沢、字鹿畑、字林下、字館中、字熊鷹、字北原、字相ノ沢、字山ノ神、字新田、字宮田、字岩沢村東、字見頃、字蛭田及び字押切の全部の区域
喜多方市市上三宮町三谷のうち

字葡萄酒、字北原新田、字西村、字前畑、字下前田、字屋敷中、字丹波畑、字下三山道南、字茅畑、字甚右エ門畑、字北屋敷、字馬場ノ上、字般若田道上、字般若田道下、字前田道下、字細谷、字台、字甚右エ門田、字上前田、字西宅地、字村南、字讓屋、字村北道南、字村北道北、字讓屋南、字山本、字山本北、字山瀧、字讓屋東、字山本東、字根小屋、字老家内、字高橋沢、字村北道東、字南宅地、字家東、字落見、字中田、字古酒田、字間々上、字最上田、字太郎木原、字分田、字濁川端、字松野堰東、字比丘人瀨、字清水尻、字小荒田、字五分一、字老家、字飛鳥前、字山本前、字寺前、字村北及び字村東の全部の区域
喜多方市市岩月町入田付のうち

字西桜壇、字東桜壇、字原添、字駒形、字七曲、字亀岩尻、字広原、字亀岩及び字大杉の全部の区域
喜多方市市岩月町宮津のうち
字馬場、字西馬場、字南沢田、字宮地、字広面、字小市作、字下村前、字下村、

字東馬場、字南谷地、字台、字台田、字西ノ前、字笹ノ上、字西原、字銭神、字西ノ後、字田中、字宮東、字東谷地、字滝川前、字滝川後、字滝川、字村東、字村前、字飛屋敷、字四百刈、字南原、字畑添、字腰巻、字宮ノ前、字寺西、字林添、字中田付、字北向、字家ノ東、字東原、字向台上、字前谷地、字家ノ前、字五百蒨、字大沢、字岩崎、字西荒田、字西井戸尻、字井戸尻、字原ノ坊、字原田、字若宮、字西田窪、字弘海壇、字櫻東、字畑ケ田西、字原ノ坊前、字大門、字道下東、字下新田、字堀下、字道下西、字鳥ヶ屋敷、字元添、字柏原廻り、字小原、字家ノ北、字向台下、字上岩崎、字道下、字柏原、字堤田、字山下、字北原、字火付沢、字土橋、字勝耕作、字惣社原、字桜壇、字畑ケ田、字清水上、字家ノ後、字寺窪前、字寺山、字家ノ上、字前坂、字中峠、字中山、字沢ノ上、字西ノ山、字坂下、字鳥ヶ墓、字勝負沢、字家ノ下、字家ノ向、字長窪、字上方、字三千蒨、字三津谷、字中田付東、字中田付西及び字沢田の全部の区域
喜多方市市岩月町喜多方の全部の区域
喜多方市市岩月町大都のうち

字孫六田、字猫ノ尾、字田向、字諏訪前、字前田、字北村前、字阿合、字諏訪後、字神田作、字前川原、字名木ノ原、字荒田、字下祿唐巻、字館ノ内、字堂ノ前、字上祿唐巻、字広面、字下清水、字東前田、字上屋敷、字衛門作、字上清水、字中川原前、字窪田、字聖ノ宮、字寺前、字沢ノ目、字寺西、字谷地、字菅田、字後生免、字宮ノ前、字石神、字中川原後、字西畑、字広畑、字品ノ木、字松原、字大名、字道角川原、字六角、字扇田、字番状免、字東村、字西村、字宮ノ先、字宮前、字長窪、字ウルイ坂、字葛蒲沢、字中山、字林ノ下、字平石、字吹屋沢、字山ノ神、字上ノ台、字大沢入及び字芋窪の全部の区域
喜多方市市関柴町関柴のうち

字六百蒨、字姥柳、字稲荷宮、字中江、字代官作、字山道端、字川原、字村東、字関柴、字前田、字石ノ堂、字川又前、字川又、字戌亥谷地、字大田、字赤坂前、字ツクノ下、字北畑、字阿弥陀堂、字赤坂、字西城、字外赤坂、字打入、字打入、字大窪、字甘草蒨、字打入東、字蟹沢、字蟹沢入、字西打越、字寺入、字五倫、字下打越、字赤坂後、字寺ノ後、字打越、字東打越、字諏訪ノ上、字入柴西、字黒ヶ沢、字門光寺後、字諏訪後、字万太郎沢、字墓ノ後、字経塚、字権現沢、字門光寺、字高橋、字堂ノ下、字平石、字清水尻、字入柴、字館ノ内、字家ノ後、字諏訪下、字山口平、字黒岩、字黒岩下、字九郎右エ門、字滝ノ下及び字滝ノ平の全部の区域
喜多方市市関柴町下柴のうち

字道尻、字道下、字庄遠田、字下ノ代、字向川原、字西川原、字上ノ代、字天神前、字大門口、字東住、字市道上、字山道上、字後田、字馬場田、字堰根、字姥堂、字播ノ内、字寺田、字的場、字芝原前、字天ヶ作、字墓ノ前、字小松、字三十蒨、字樋口、字台畑、字台、字家ノ前田、字上小松、字寺ノ前、字大門、字北畑、字山ノ神、字家ノ後、字三百蒨、字窪田、字堰場、字雨ヶ作山、字大門山、字骨土入、字長光窪、字糠敷沢、字石堂、字石堂沢、字羽山堂、字駒坂、字二本木沢、字滝下、

字川音、字村北、字寺西及び字寺前の全部の区域

喜多方市関柴町平林の全部の区域

喜多方市関柴町三津井の全部の区域

喜多方市関柴町上高額の全部の区域

喜多方市関柴町西勝の全部の区域

喜多方市関柴町豊芦の全部の区域

喜多方市熊倉町熊倉のうち

字柳内、字中川、字大門、字物江、字高畑、字東裏、字熊倉、字杉ノ下、字大竹、

字クネ添、字壇ノ前、字宮西、字宮西端、字段袋、字小塩川端、字中里向、字八丁、

字比丘谷地、字西裏、字町尻、字新田、字大坪、字羽曾部、字元木、字八丁前、字

柳原北、字西柳原、字柳原、字柳原添、字舞台田、字明七、字大道東、字下川原、

字中川原、字後川原、字松ノ下、字高城下、字熊倉下、字柳舞川及び字熊倉上の全

部の区域

喜多方市熊倉町新合のうち

字小沼、字村西、字上川原、字ラソノコへ、字揚場、字東町尻、字畑中、字辻道

下、字辻、字川原、字羽黒森、字日照田、字家ノ北、字金沢、字竹花、字昭和及び

字道下の全部の区域

喜多方市熊倉町都のうち

字反田、字村中、字町尻西、字町尻東、字欠ノ下、字高柳、字諏訪後、字上川原、

字三百竈、字梨子木、字館ノ前、字宮ノ前、字村西、字下川端、字輪具、字作田、

字権現森、字高吉、字館及び字吉沢の全部の区域

喜多方市慶徳町松舞家のうち

字免田、字稲荷前、字北稲荷前、字天神前、字天神宮、字上村、字沢向、字百目

貫、字沢田、字北新町、字松野、字木曾ノ原、字下根柄巻、字重檀、字角田、字雪

船田、字三貫堰、字一本柳、字原添、字反町、字上田、字北ノ窪、字谷地田、字家

ノ前、字舞台田前、字窪田、字堰場、字走下り、字下川、字上川、字下川原、字中

原、字町尻、字若宮、字下古屋敷、字上古屋敷、字鶴巻田、字道下、字新町、字古

寺前、字台ノ下、字中台、字上川原、字台田、字丑ノ尾、字六千刈、字飯台田及び

字舞台田の全部の区域

喜多方市慶徳町豊岡のうち

字牛沢、字今町、字木曾原、字千五百竈、字高木、字京八田、字柳町、字反町、

字上川原、字川原田、字下川原、字中川原、字重壇、字中江、字北城、字上江、字

本町、字不動前、字香隈山、字山岸、字豊岡道北及び字堀出の全部の区域

喜多方市慶徳町新宮のうち

字館北、字館内、字前田道南、字神明道下、字前田、字小館、字上川原、字座当

免、字前川原、字中地、字御戸開、字地藏免、字金押免、字鶴巻、字下川原、字清

水尻、字招木、字畑中、字熊野、字新宮及び字桜本の全部の区域

喜多方市慶徳町山科のうち

字家ノ下、字六間割、字八人沢、字天神免、字天神塚、字須崎、字出川原、字川

端、字蔵東、字二渡及び字山崎の全部の区域

喜多方市豊川町の全部の区域

喜多方市塩川町の都市計画区域

喜多方市熱塩加納町加納のうち

字御下甲、字家ノ前甲、字杉ノ坪甲、字朴田甲、字家ノ後甲、字桜畑甲、字西ノ

宮甲、字白五輪甲、字中道下甲、字下窪甲、字北諏訪田甲、字根岸甲、字下根岸甲、

字桜川甲、字根岸北甲、字水上甲、字鍋蓋、字中小原、字小原、字上り江甲、字西

土合甲、字十間館甲、字畑中甲、字鳥林甲、字中大用甲、字谷地中甲、字藤原甲、

字板屋甲、字五日甲、字村東甲、字村南甲、字石田原甲、字竹林甲、字岩尾道下甲、

字窪甲、字北畑甲、字甚蔵新田甲、字大道下甲、字屋敷内甲、字弥太ヶ原下台甲、

字館ノ廻り甲、字弥太ヶ原甲、字鷺田境甲、字堰上甲、字柿木田甲、字古屋敷甲、

字蟹沢甲、字斎藤田甲、字蟹沢道下甲、字向新田甲、字松ノ下甲、字堂ノ下甲、字

藤平田甲、字上三境甲、字館ノ内甲、字惣右工門田甲、字館ノ東甲、字館ノ北甲、

字日照田甲、字村前田甲、字妻ノ神甲、字虚空蔵道下甲、字竹ノ花甲、字根ノ上甲、

字鷺田甲、字五十竈甲、字舞台田甲、字北原甲、字下谷地林甲、字稲荷前甲、字谷

地田甲、字畑ヶ田甲、字下原道西甲、字下原道下甲、字鍛冶原甲、字丸山甲、字深

沢甲、字鷺生山甲、字下山甲、字山ノ神甲、字坂下甲、字家ノ前原甲、字三角甲、

字堰西甲、字堰東甲、字道上堰東甲、字道上堰西甲、字下谷地山甲、字東山甲、字

上ノ山甲、字根岸山甲、字上外出ヶ原甲、字五目山甲、字鷺田山甲、字五目、字根

岸、字中道下、字添田、字柿田、字村北、字蟹沢、字堂ノ下、字村前、字根岸山、

字五目山、字鷺田山及び字水上の全部の区域

喜多方市熱塩加納町宮川のうち

字出尻、字並桜、字五分一道下、字墓ノ西、字南原、字中山田前、字山田前、字

山田中島、字北山田前、字馬乗馬場、字寺ノ前、字三軒屋敷、字半在家、字寺ノ西、

字勘解由畑、字諏訪林、字南末家、字北原、字堰上、字中岩ノ前、字中百竈、字西

岩尾、字三島前、字西原、字岩尾、字南澤、字半在家道東、字欠田、字姥小田、字

橋元、字五目道下、字八反田、字南北ノ沢、字屋敷畑、字善次郎家西、字上口、字

玉屋、字中才、字若宮、字惠水道下、字五目道上、字惠水出シ、字五分一堰東、字

細田、字北ノ沢、字治平家北、字丸山、字治平家道北、字治郎平作、字深田、字八

百竈、字長山、字山道北、字堰下、字半在家道南、字半在家道北、字岩尾東、字岩

尾西、字八反田東及び字八反田西の全部の区域

喜多方市熱塩加納町米岡のうち

字二本木原甲、字桜屋敷前乙、字寺内乙、字百祭乙、字中和田乙、字家ノ前乙、

字山際乙、字原田乙、字下平乙、字北原乙、字針生乙、字堰下乙、字広畑乙、字下

台乙、字上台乙、字天野澤乙、字円田澤乙、字円田乙、字東円田乙、字長坂乙、字

円田原乙、字堂ノ後乙、字日照屋敷乙、字桜屋敷乙、字上野丙、字寺ノ前丙、字町

尻丙、字寺内丙、字中ノ澤東丙、字中ノ澤西丙、字大工屋敷丙、字元屋敷西丙、字

反田丙、字七百竈丙、字横堀丙、字五輪前丙、字元木丙、字横堀後丙、字円田原丙、

字下川原丙、字稲荷坂丁、字窪田丁、字窪ノ上丁、字田中前丁、字下川原丁、字

尾畑腰丁、字田中丁、字田尻丁、字日照田丁、字間々ノ上丁、字宮ノ前丁、字堰下丁、字寺ノ西丁、字寺ノ前丁、字寺ノ北丁、字中ノ段丁、字段ノ下丁、字京仙坂丁、字上日照田丁、字入組五倫丁、字田田原丁、字下ノ川丁、字北原丁、字大西丁、字八百菊戊、字家ノ前戊、字中川原戊、字市野々戊、字大工屋敷丁、字中川原前、字下田中前、字明戸前、字堰下、字大西原、字段ノ下、字日照田原、字日照田前、字上野前、字上野後、字田田前、字上野原、字桜屋敷前、字下針生、字中川原、字平名森及び字市野々の全部の区域

喜多方市熱塩加納町相田のうち
 字中道東乙、字中道西乙、字西ノ前乙、字小松原乙、字大美濃原乙、字坊頭林乙、字十二神乙、字下原乙、字下内裏乙、字上内裏乙、字下ノ台乙、字大林乙、字五百菊乙、字前田乙、字東前田乙、字東原乙、字下川原乙、字上川原乙、字大森乙、字大森、字西原及び字金屋の全部の区域

喜多方市熱塩加納町熱塩のうち
 字下湯坂甲、字上湯坂甲、字前川原下甲、字向川原下甲、字東黒川丙、字雀田丁、字前田丁、字天神下丁、字西黒川丁、字天神林丁、字黒川及び字雀田の全部の区域

喜多方市熱塩加納町山田のうち
 字道西甲、字山新田甲、字細田甲、字於伊勢ノ前甲、字赤崎甲、字羽山甲、字元屋敷甲、字千菊田後甲、字千菊田甲、字大明神前甲、字関根道下甲、字三百菊甲、字前田甲、字関根道上甲、字清左エ門東甲、字川原田甲、字ムク田甲、字家ノ東甲、字津野道下甲、字荒新田甲、字稲干場甲、字俣ノ上甲、字堂ノ下甲、字堂ノ下堰東甲、字湯坂乙、字水尻乙、字赤崎道上乙、字中川原乙、字下川原乙、字栗生沢乙、字湯坂、字水尻、字栗生沢、字道上、字道下、字赤崎及び字道西の全部の区域

三 縦覧に供する図書
 計画書の写し

四 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、猪苗代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

- 一 都市計画を変更した土地の区域
 猪苗代都市計画区域
- 二 縦覧に供する図書
 計画書の写し

福島県知事 佐藤雄平

三 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

福島県告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、西会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

- 一 都市計画を変更した土地の区域
 西会津都市計画区域
- 二 縦覧に供する図書
 計画書の写し

福島県知事 佐藤雄平

三 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、田島都市計画区域及び伊南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

- 一 変更後の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 南会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更した土地の区域
 南会津都市計画区域
- 三 縦覧に供する図書
 計画書の写し

福島県知事 佐藤雄平

四 縦覧場所
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南会津建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公 告

公告第百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日
平成二十六年五月十日

二 名称

特定非営利活動法人みんな共和国

三 代表者の氏名

高橋 慶

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市原町区本町二丁目九十番地一号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもが主体性を育み、自らの責任で行動し、自然や地域や人々との協働の体験の中から学び成長することと、誰もが自立して生きるための道具としての情報技術に関する知識との両方のバランスのとれた人間への成長を支援するとともに、国連子どもの権利条約にある子どもの最善の利益と男女共同参画社会の実現をめざし、もって社会全体の利益に貢献することを目的とする。

（文化振興課）

公告第百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

小野町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 春山 茂 田村郡小野町大字小戸神字夫内二一番地

（農村計画課）

公告第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項で準用する同条第一項の規定により、二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域を次のとおり変更した。この変更に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所にて縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 変更後の都市計画区域の名称

二本松本宮都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

二本松市のうち

- 赤井沢、安達ヶ原一丁目、安達ヶ原二丁目、安達ヶ原三丁目、安達ヶ原四丁目、安達ヶ原五丁目、安達ヶ原六丁目、安達ヶ原七丁目、安達ヶ原八丁目、伊佐沼町一丁目、伊佐沼町二丁目、石ノ花、石畑、板目沢、市海道、井戸神、岩崎、丑子内、乳母沢、上原、榎戸一丁目、榎戸二丁目、大石ヶ作、大坂、大沢、大関、大壇、大平山、大森沢、落合、表一丁目、表二丁目、郭内一丁目、郭内二丁目、郭内三丁目、郭内四丁目、隠里、片岸、金色、金色久保、冠木、上新田、上葉木坂、上平内、亀谷一丁目、亀谷二丁目、唐谷山、借宿、北トロミ、木藤次郎内、木ノ崎、木ノ根坂、向陽台、郡山台、小関、古家、才木山、西光内、在師、幸町、茶園一丁目、茶園二丁目、栄町、作田、笹屋、沢松倉、三合内、三雄山、塩沢字菜黄塚山、塩沢字菜黄塚山国有林、塩沢町一丁目、塩沢町二丁目、下町、島ノ内、下平、下ノ内、下山田、上竹一丁目、上竹二丁目、正法寺町、新座、新田、新林、水神、末広町、菅田、杉田、子内、杉田之内、杉田町一丁目、杉田町二丁目、杉田町三丁目、碓石、住吉、諏訪原、関、瀬ノ上、反返、反田、大根畑、大作、高越松ヶ作、高越屋戸、高田、高西、高平、岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳温泉大和、岳温泉西大和、岳温泉深堀、岳温泉横森、竹柄、竹田一丁目、竹田二丁目、岳東町、立石、館野一丁目、館野二丁目、館野三丁目、館野四丁目、館野原、垣子内、長者宮、長命、槻木、鉄扇町、峠、藤太郎内、藤之前、十神、遠西、苗松、中江、中里、永田一丁目、永田二丁目、永田三丁目、永田四丁目、永田五丁目、永田六丁目、永田字長坂国有林、永田鍛冶内、永田才木、永田積内、永田馬保内、永田御堂内、中ノ目、中山田、七ツ段、成上、成田日向、成田町一丁目、成田町二丁目、二伊滝一丁目、二伊滝二丁目、二伊滝三丁目、西池、西町、根崎一丁目、根崎二丁目、萩坂、八万館、羽石、馬場平、原七ヶ作、原七畑、原七笠張、原七上平、原七上ノ内、原七川原、原七才木、原七諏訪、原七堰下、原七仲谷地、原七日照田、原七山口、原田、東裏、東町、毘沙門堂、毘沙門堂山、姫子松、平石高田一丁目、平石高田二丁目、平石高田三丁目、平石高田四丁目、袋内、二又、不動、不動平、舟石、舟形石、舟形石山、坊主滝、細野、前田、前原、松岡、南トロミ、箕輪一丁目、箕輪二丁目、箕輪三丁目、三原町、三保内、宮沢、宮戸、向作田、向原、本町一丁目、本町二丁目、諸越谷、薬師、社前、休石、休石原、屋戸入、矢ノ戸、山田、雄平台、湯川町、若宮一丁目、若宮二丁目、油井、智恵子の森一丁目、智恵子の森二丁目、智恵子の森三丁目、智恵子の森四丁目、智恵子の森五丁目及び米沢の全部の区域
- 二本松市洪川のうち
- 字赤木内、字赤坂、字揚山、字石ヶ森、字白石、字間井谷地、字上原、字大桑田、

字大久保、字大壇、字大森越、字柿ノ内、字圀壇、字上岩崎、字上黒沼、字上田子屋、字上弘川、字北裡、字北柿ノ内、字木明内、字栗子森、字栗木内、字黒沼、字黒谷地、字桑原、字後座内、字小壇、字五郎兵衛、字才ノ神、字柴林、字下岩崎、字下柿ノ内、字下黒沼、字下田子屋、字下原、字下弘川、字蛇森、字十文字、字新大桑田、字新木明内、字神社前、字神明、字神明森、字楢松、字双柳、字大黒、字大黒前、字田子屋、字館、字館前、字館山、字仲平、字坪ヶ作、字鶴蒔田、字堂返、字稲荷里、字取揚、字西金成田、字西角、字二本柳、字沼前、字羽黒下、字羽黒山、字八介沢、字八人首、字羽山、字弘川、字原新田、字東金成田、字舟山、字星地藏、字南柿ノ内、字宮久保、字宮前、字向黒、字向坂、字向田子屋、字向山、字谷地橋、字柳下、字油王田及び字脇久保の全部の区域

二本松市吉倉のうち

字白石、字白石山、字上古屋、字古屋前、字下古屋、字諏訪上、字諏訪越、字諏訪下、字諏訪前、字諏訪山、字畑田、字東古宿、字日黒及び字広窪の全部の区域並びに字中田の一部の区域

二本松市小沢のうち

字原及び字柳原の全部の区域

二本松市下川崎字上平の全部の区域

二本松市小浜のうち

字上館、字北月山、字下館、字反町、字鳥居町、字新町、字広惣内、字藤町、字不動滝、字古明神、字本町及び字芳池の全部の区域

二本松市上長折のうち

字片倉、字行部内、字下館及び字滝の全部の区域

二本松市下長折のうち

字大柱、字下ノ内、字後向、字除、字前及び字真角の全部の区域並びに字移川及び字藤の一部の区域

二本松市西勝田のうち

字安斎窪、字植松、字牛坂、字柏木田、字鞍掛、字七合畑、字杉内、字立坂、字館ノ越、字つじ山、字樋ノ口及び字山下の全部の区域

本宮市の都市計画区域

安達郡大玉村の都市計画区域

(都市計画課)

公告第百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項で準用する同条第一項の規定により、会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域を次のとおり変更した。この変更に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 変更後の都市計画区域の名称
会津坂下都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域
会津坂下町及び湯川村に係る都市計画区域

(都市計画課)

公告第百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項で準用する同条第一項の規定により、喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域を次のとおり変更した。この変更に係る関係図書は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 変更後の都市計画区域の名称
喜多方都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域
喜多方市のうち

字落合、字稲清水、字山ノ神、字馬場、字寺西、字村西、字宮西、字寺南、字五ノ神、字惣座宮、字西町、字南町、字中町、字北町、字加登、字桜町、字大豆田、字長面、字蒔田、字舞台田、字梨子ノ木、字瀬戸、字二本木、字畑台、字中台、字柳清水、字南原、字沢ノ目、字台、字原田、字上江、字下江、字銭田、字越巻、字籠田、字台添、字分田、字広面、字大谷地田、字屋敷免、字石田、字東町、字四百苜、字井戸尻、字江中子、字六枚長、字窪田、字南條、字西井戸尻、字川原田、字下川向、字中川原、字上川向、字緑町、字一丁目、字二丁目、字寺町、字三丁目、字町尻西、字寺田、字扇田、字前田、字常盤町、字寺町南、字慶徳道下、字館野、字鶴巻、字慶徳道上、字坂井道上、字道円測、字見頃道下、字飯田道上、字樋越、字壇ノ前、字中寺、字中清水、字蝦蟇測、字見頃道上、字御茶屋、字東小原、字経壇東、字宗匠壇、字水上、字沼田、字小田付道上、字小田付道下、字細田、字御清水東、字梅竹、字稲荷宮、字御清水南、字柳原、字六百苜、字御清水、字沢ノ免、字谷地田、字町尻東、字大道田、字小田、字百苜田、字中島、字東川原田、字川原田西、字行作、字谷地田上、字大坪、字川下、字東籠田、字西籠田、字前田上、字永久、字一本木上、字一本木下、字長内、字大道端、字中谷地、字大谷地、字三百苜、字五百苜、字砂子田、字千苜新道下、字町田下、字中田、字千苜道下、字下川原、字千苜道上、字千苜中道上、字太子堂、字千苜、字町田、字七百苜、字古寺、字市道、字北原、字天満前、字町西、字町北、字番帳免、字長源段、字経壇、字花園、字諏訪、字さつきが丘、字桜ガ丘一丁目、字桜ガ丘二丁目、字常盤台、字大荒井、字西四ツ谷、字青葉台、字押切一丁目、字押切二丁目、字押切三丁目、字押切東一丁目、字押切東二丁目、字押切南一丁目、字押切南二丁目、字清水が丘一丁目、字清水が丘二丁目、字清水が丘三丁目、字清水台一丁目、字清水台二丁目、字清水

台三丁目、字通船場、東桜ガ丘一丁目、東桜ガ丘二丁目、字北町上、字窪屋敷、字元諏訪、字向谷地、字小原、字西小原、字谷地及び字東台の全部の区域

喜多方市上三宮町上三宮の全部の区域
喜多方市上三宮町吉川のうち

字堂前、字南中、字別当屋敷、字北中、字三島、字杉本カラケ、字比津井田、字シケ畑、字日照畑、字南館、字村東、字鴨田、字大畑、字燈明田、字吸右衛門作、字北川原、字上川原、字藤木、字原田、字於前ノ分、字外手原、字金畑、字台畑、字檀ノ前、字彦四郎分、字大荒井前、字下川原、字前田免、字下三宮、字井戸尻、字上新田、字東大寄、字川原田、字長泥、字摺屋敷、字和尚檀、字西大寄、字四分一、字弥五作、字反田、字中川原、字吉田、字飯塚、字清水尻、字新屋敷、字黒沢、字開伝原、字越法田、字北広畑、字南広畑、字瀧ノ沢、字鹿畑、字林下、字館中、字熊鷹、字北原、字相ノ沢、字山ノ神、字新田、字宮田、字岩沢村東、字見頃、字蛭田及び字押切の全部の区域

喜多方市上三宮町三谷のうち

字葡萄沢、字北原新田、字西村、字前畑、字下前田、字屋敷中、字丹波畑、字下三山道南、字茅畑、字甚右工門畑、字北屋敷、字馬場ノ上、字般若田道上、字般若田道下、字前田道下、字細谷、字白、字甚右工門田、字上前田、字西宅地、字村南、字讓屋、字村北道南、字村北道北、字讓屋南、字山本、字山本北、字山瀧、字讓屋東、字山本東、字根小屋、字老家内、字高橋沢、字村北道東、字南宅地、字家東、字落見、字中田、字古酒田、字間々上、字最上田、字太郎木原、字分田、字濁川端、字松野堰東、字比丘人淵、字清水尻、字小荒田、字五分一、字老家、字飛鳥前、字山本前、字寺前、字村北及び字村東の全部の区域

喜多方市岩月町入田付のうち

字西桜壇、字東桜壇、字原添、字駒形、字七曲、字亀岩尻、字広原、字亀岩及び字大杉の全部の区域

喜多方市岩月町宮津のうち

字馬場、字西馬場、字南沢田、字宮地、字広面、字小市作、字下村前、字下村、字東馬場、字南谷地、字台、字台田、字西ノ前、字笹ノ上、字西原、字銭神、字西ノ後、字田中、字宮東、字東谷地、字滝川前、字滝川後、字滝川、字村東、字村前、字飛屋敷、字四百刈、字南原、字畑添、字腰巻、字宮ノ前、字寺西、字林添、字中田付、字北向、字家ノ東、字東原、字向台上、字前谷地、字家ノ前、字五百苧、字大沢、字岩崎、字西荒田、字西井戸尻、字井戸尻、字原ノ坊、字原田、字若宮、字西田窪、字弘海壇、字堰東、字畑ヶ田西、字原ノ坊前、字大門、字道下東、字下新田、字堀下、字道下西、字鳥ヶ屋敷、字元添、字柏原廻り、字小原、字家ノ北、字向台下、字上岩崎、字道下、字柏原、字堤田、字山下、字北原、字火付沢、字土橋、字勝耕作、字惣社原、字桜壇、字畑ヶ田、字清水上、字家ノ後、字寺窪前、字寺山、字家ノ上、字前坂、字中峠、字中山、字沢ノ上、字西ノ山、字坂下、字鳥ヶ墓、字勝負沢、字家ノ下、字家ノ向、字長窪、字上方、字三十苧、字三津谷、字中田付東、

字中田付西及び字沢田の全部の区域

喜多方市岩月町榎野の全部の区域

喜多方市岩月町喜多方の全部の区域

喜多方市岩月町大都のうち

字孫六田、字猫ノ尾、字田向、字諏訪前、字前田、字北村前、字阿合、字諏訪後、字神田作、字前川原、字名木ノ原、字荒田、字下林唐巻、字館ノ内、字堂ノ前、字上林唐巻、字広面、字下清水、字東前田、字上屋敷、字衛門作、字上清水、字中川原前、字窪田、字聖ノ宮、字寺前、字沢ノ目、字寺西、字谷地、字菅田、字後生免、字宮ノ前、字石神、字中川原後、字西畑、字広畑、字品ノ木、字松原、字大名、字道角川原、字六角、字扇田、字番状免、字東村、字西村、字宮ノ先、字宮前、字長窪、字ウルイ坂、字葛蒲沢、字中山、字林ノ下、字平石、字吹屋沢、字山ノ神、字上ノ台、字大沢入及び字芋窪の全部の区域

喜多方市関柴町関柴のうち

字六百苧、字姥柳、字稲荷宮、字中江、字代官作、字山道端、字川原、字村東、字関柴、字前田、字石ノ堂、字川又前、字川又、字戌亥谷地、字大田、字赤坂前、字ツクノ下、字北畑、字阿弥陀堂、字赤坂、字西城、字外赤坂、字打入、字上打入、字大窪、字甘草苧、字打入東、字蟹沢、字蟹沢入、字西打越、字寺入、字五倫、字下打越、字赤坂後、字寺ノ後、字打越、字東打越、字諏訪ノ上、字入柴西、字黒ヶ沢、字門光寺後、字諏訪後、字万太郎沢、字墓ノ後、字経塚、字権現沢、字門光寺、字高橋、字堂ノ下、字平石、字清水尻、字入柴、字館ノ内、字家ノ後、字諏訪下、字山口平、字黒岩、字黒岩下、字九郎右工門、字滝ノ下及び字滝ノ平の全部の区域

喜多方市関柴町下柴のうち

字道尻、字道下、字庄遠田、字下ノ代、字向川原、字西川原、字上ノ代、字天神前、字大門口、字東住、字市道上、字山道上、字後田、字馬場田、字堰根、字姥堂、字播ノ内、字寺田、字的場、字芝原前、字天ヶ作、字墓ノ前、字小松、字三十苧、字樋口、字台畑、字台、字家ノ前田、字上小松、字寺ノ前、字大門、字北畑、字山ノ神、字家ノ後、字三百苧、字堰場、字雨ヶ作山、字大門山、字骨土入、字長光窪、字糠敷沢、字石堂、字石堂沢、字羽山堂、字駒坂、字二本木沢、字滝下、字川音、字村北、字寺西及び字寺前の全部の区域

喜多方市関柴町平林の全部の区域

喜多方市関柴町三津井の全部の区域

喜多方市関柴町上高額の全部の区域

喜多方市関柴町西勝の全部の区域

喜多方市関柴町豊芦の全部の区域

喜多方市熊倉町熊倉のうち

字柳内、字中川、字大門、字物江、字高畑、字東裏、字熊倉、字杉ノ下、字大竹、字クネ添、字壇ノ前、字宮西、字宮西端、字段袋、字小塩川端、字中里向、字八丁、字比丘谷地、字西裏、字町尻、字新田、字大坪、字羽曾部、字元木、字八丁前、字柳原北、字西柳原、字柳原、字柳原添、字舞台田、字明七、字大道東、字下川原、

字中川原、字後川原、字松ノ下、字高城下、字熊倉下、字柳舞川及び字熊倉上の全部の区域

喜多方市熊倉町新合のうち

字小沼、字村西、字上川原、字ラソノコへ、字揚場、字東町尻、字畑中、字辻道下、字辻、字川原、字羽黒森、字日照田、字家ノ北、字金沢、字竹花、字昭和及び字道下の全部の区域

喜多方市熊倉町都のう

字反田、字村中、字町尻西、字町尻東、字欠ノ下、字高柳、字諏訪後、字上川原、字三百蒨、字梨子木、字館ノ前、字宮ノ前、字村西、字下川端、字輪具、字作田、字権現森、字高吉、字館及び字吉沢の全部の区域

喜多方市慶徳町松舞家のうち

字免田、字稲荷前、字北稲荷前、字天神前、字天神宮、字上村、字沢向、字百目貫、字沢田、字北新町、字松野、字木曾ノ原、字下根柄巻、字重檀、字角田、字雪船田、字三貫堰、字一本柳、字原添、字反町、字上田、字北ノ窪、字谷地田、字家ノ前、字舞台田前、字窪田、字堰場、字走下り、字下川、字上川、字下川原、字中原、字町尻、字若宮、字下古屋敷、字上古屋敷、字鶴巻田、字道下、字新町、字古寺前、字台ノ下、字中台、字上川原、字台田、字丑ノ尾、字六千刈、字飯台田及び字舞台田の全部の区域

喜多方市慶徳町豊岡のうち

字牛沢、字今町、字木曾原、字千五百蒨、字高木、字京八田、字柳町、字反町、字上川原、字川原田、字下川原、字中川原、字重壇、字中江、字北城、字上江、字本町、字不動前、字香隈山、字山岸、字豊岡道北及び字堀出の全部の区域

喜多方市慶徳町新宮のうち

字館北、字館内、字前田道南、字神明道下、字前田、字小館、字上川原、字座当免、字前川原、字中地、字御戸開、字地藏免、字金押免、字鶴巻、字下川原、字清水尻、字招木、字畑中、字熊野、字新宮及び字桜本の全部の区域

喜多方市慶徳町山科のうち

字家ノ下、字六間割、字八人沢、字天神免、字天神塚、字須崎、字出川原、字川端、字蔵東、字二渡及び字山崎の全部の区域

喜多方市豊川町の都市計画区域

喜多方市塩川町の都市計画区域

喜多方市熱塩加納町加納のうち

字御下甲、字家ノ前甲、字杉ノ坪甲、字朴田甲、字家ノ後甲、字桜畑甲、字西ノ宮甲、字白五輪甲、字中道下甲、字下窪甲、字北諏訪田甲、字根岸甲、字下根岸甲、字桜川甲、字根岸北甲、字水上甲、字鍋蓋、字中小原、字小原、字上り江甲、字西土合甲、字十間館甲、字畑中甲、字鳥林甲、字中大用甲、字谷地中甲、字蕨原甲、字板屋甲、字五目甲、字村東甲、字村南甲、字石田原甲、字朴林甲、字岩尾道下甲、字窪甲、字北畑甲、字甚蔵新田甲、字大道下甲、字屋敷内甲、字弥太ヶ原下台甲、字館ノ廻り甲、字弥太ヶ原甲、字鷺田境甲、字堰上甲、字柿木田甲、字古屋敷甲、

字蟹沢甲、字斎藤田甲、字蟹沢道下甲、字向新田甲、字松ノ下甲、字堂ノ下甲、字藤平田甲、字上三境甲、字館ノ内甲、字惣右工門田甲、字館ノ東甲、字館ノ北甲、字日照田甲、字村前田甲、字妻ノ神甲、字虚空蔵道下甲、字竹ノ花甲、字根ノ上甲、字鷺田甲、字五十蒨甲、字舞台田甲、字北原甲、字下谷地林甲、字稲荷前甲、字谷地田甲、字畑ヶ田甲、字下原道西甲、字下原道下甲、字鍛冶原甲、字丸山甲、字深沢甲、字鷺生山甲、字下山甲、字山ノ神甲、字坂下甲、字家ノ前原甲、字三角甲、字堰西甲、字堰東甲、字道上堰東甲、字道上堰西甲、字下谷地山甲、字東山甲、字上ノ山甲、字根岸山甲、字上外出ヶ原甲、字五目山甲、字鷺田山甲、字五目、字根岸、字中道下、字添田、字柿田、字村北、字蟹沢、字堂ノ下、字村前、字根岸山、字五目山、字鷺田山及び字水上の全部の区域

喜多方市熱塩加納町宮川のうち

字出尻、字並桜、字五分一道下、字墓ノ西、字南原、字中山田前、字山田前、字山田中島、字北山田前、字馬乗馬場、字寺ノ前、字三軒屋敷、字半在家、字寺ノ西、字勘解由畑、字諏訪林、字南末家、字北原、字堰上、字中岩ノ前、字中百蒨、字西岩尾、字三島前、字西原、字岩尾、字南澤、字半在家道東、字欠田、字姥小田、字橋元、字五目道下、字八反田、字南北ノ沢、字屋敷畑、字善次郎家西、字上口、字玉屋、字中才、字若宮、字悪水道下、字五目道上、字悪水出シ、字五分一堰東、字細田、字北ノ沢、字治平家北、字丸山、字治平家道北、字治郎平作、字深田、字八百蒨、字長山、字山道北、字堰下、字半在家道南、字半在家道北、字岩尾東、字岩尾西、字八反田東及び字八反田西の全部の区域

喜多方市熱塩加納町米岡のうち

字二本木原甲、字桜屋敷前乙、字寺内乙、字百祭乙、字中和田乙、字家ノ前乙、字山際乙、字原田乙、字下平乙、字北原乙、字針生乙、字堰下乙、字広畑乙、字下台乙、字上台乙、字天野澤乙、字円田澤乙、字円田乙、字東円田乙、字長坂乙、字円田原乙、字堂ノ後乙、字日照屋敷乙、字桜屋敷乙、字上野丙、字寺ノ前丙、字町尻丙、字寺内丙、字中ノ澤東丙、字中ノ澤西丙、字大工屋敷丙、字元屋敷西丙、字反田丙、字七百蒨丙、字横堀丙、字五輪前丙、字元木丙、字横堀後丙、字円田原丙、字下川原丙、字稲荷坂丁、字窪田丁、字窪ノ上丁、字田中前丁、字下川原丁、字尾畑腰丁、字田中丁、字田尻丁、字日照田丁、字間々ノ上丁、字宮ノ前丁、字堰下丁、字寺ノ西丁、字寺ノ前丁、字寺ノ北丁、字中ノ段丁、字段ノ下丁、字京仙坂丁、字上日照田丁、字入組五倫丁、字円田原丁、字下ノ川丁、字北原丁、字大西丁、字八百蒨戊、字家ノ前戊、字中川原戊、字市野々戊、字大工屋敷丁、字中川原前、字下田中前、字明戸前、字堰下、字大西原、字段ノ下、字日照田原、字日照田前、字上野前、字上野後、字円田前、字上野原、字桜屋敷前、字下針生、字中川原、字平名森及び字市野々の全部の区域

喜多方市熱塩加納町相田のうち

字中道東乙、字中道西乙、字西ノ前乙、字小松原乙、字大美濃原乙、字坊頭林乙、字十二神乙、字下原乙、字下内裏乙、字上内裏乙、字下ノ台乙、字大林乙、字五百蒨乙、字前田乙、字東前田乙、字東原乙、字下川原乙、字上川原乙、字大森乙、字

大森、字西原及び字金屋の全部の区域
 喜多方市熱塩加納町熱塩のうち
 字下湯坂甲、字上湯坂甲、字前川原下甲、字向川原下甲、字東黒川丙、字雀田丁、
 字前田丁、字天神下丁、字西黒川丁、字天神林丁、字黒川及び字雀田の全部の区域
 喜多方市熱塩加納町山田のうち
 字道西甲、字山新田甲、字細田甲、字於伊勢ノ前甲、字赤崎甲、字羽山甲、字元
 屋敷甲、字千菊田後甲、字千菊田甲、字大明神前甲、字関根道下甲、字三百菊甲、
 字前田甲、字関根道上甲、字清左エ門東甲、字川原田甲、字ムク田甲、字家ノ東甲、
 字津野道下甲、字荒新田甲、字稲干場甲、字俣ノ上甲、字堂ノ下甲、字堂ノ下堰、
 東甲、字湯坂乙、字水尻乙、字赤崎道上乙、字中川原乙、字下川原乙、字栗生沢乙、
 字湯坂、字水尻、字栗生沢、字道上、字道下、字赤崎及び字道西の全部の区域
 (都市計画課)

公告第157号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月27日

福島県県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（県中浄化センター） 5,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
千葉産業クリーン株式会社 千葉県銚子市小浜町2950番地
- 5 随意契約に係る契約金額
61,020円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第158号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（白河都市環境センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特

例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月27日

福島県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(白河都市環境センター) 3,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
51,840円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第159号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務(白河都市環境センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月27日

福島県中流域下水道建設事務所長 円 谷 泰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務(白河都市環境センター) 3,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日環 栃木県宇都宮市インターパーク四丁目7番地6
- 5 随意契約に係る契約金額
27,000円(1 t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第160号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(中間処理)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月27日

福島県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(中間処理) 3,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月26日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社クリーンテックサーマル 埼玉県深谷市折之口1985番地
- 5 随意契約に係る契約金額
62,640円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第161号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（中間処理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月27日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（中間処理） 3,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
有限会社水野運送店 福島県石川郡古殿町大字松川字前木112番地
- 5 随意契約に係る契約金額
10,260円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第162号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（中間処理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月27日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（中間処理） 5,300 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エコ計画 埼玉県さいたま市桜区田島八丁目4番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
54,000円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第163号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（中間処理：フレコン汚泥）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月27日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（中間処理：フレコン汚泥） 950 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エコ計画 埼玉県さいたま市桜区田島八丁目4番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
55,080円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第164号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月27日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化） 2,000 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
19,440円（1 t 当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

（総務課）

公告第165号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（中間処理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月27日

福島県県北流域下水道建設事務所長 吉 成 隆

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（中間処理） 1,800 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
51,840円（1t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)